

記入例①	証の有効期限
	令和 年 月 日～令和 年 月 日

所属所受付印



受付印は省略不可

公立学校共済組合限度額適用認定申請書

組合員証の記号番号	公立広島 1 2 3 4 5 6	申請の日の属する月の標準報酬月額	3 8 0, 0 0 0 円	
組合員	氏名	広島 太郎		
	生年月日	昭和・平成 5 4 年 3 月 8 日		
	所属所名	〇〇小学校	所属所コード	12345
	所在地	〇〇市△△区〇△三丁目1-2		
適用対象者	氏名	広島 太郎		
	生年月日	昭和・平成・令和 5 4 年 3 月 8 日		
入院・通院予定期間	令和 3 年 7 月 2 0 日 から 令和 3 年 9 月 3 0 日 まで <small>※退院日（通院終了日）が不明な場合は、空欄で提出してください</small>			
認定証の有効期限	令和 3 年 7 月の初日 <small>※退院時に支払いを済ませている場合、原則として認定証は発行しません ⇨ 退院時の支払【留意事項】1を参照（済・保留中）</small>			
所・自宅・その他				
公立学校共済組合限度額適用認定証の 公立学校共済組合広島支部長 様 令和 3 年 7 月 2 日 組合員 〒700-0000 住所 〇〇市△△区〇△町五丁目4-3 氏名 広島 太郎 電話 (082) 123 — 4567				
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和 3 年 7 月 2 日 所属機関の長 所属所名 〇〇市立〇〇小学校 職名 校長 氏名 公立 薫				

認定証は、医療費を精算する前に医療機関に提示する必要があります。入院等、高額な医療費がかかることがわかった時点で、速やかに提出してください。

認定証は、原則として申請書を共済組合が受理した月の初日から発行します。認定証の有効期限は、原則として1年間です。（有期職員等は例外あり）入院が数か月にわたる場合や、一度治療が終了し、その後入院等的高額な医療費が再度生じる場合であっても、有効期限内であれば同じ認定証を使用することができます。

【留意事項】

- 退院時（通院時を含む）に、医療機関へ医療費の支払いを済ませている場合は、申請書の提出は不要です。
- 過去に 共済組合に申請書が届いてから、限度額適用認定証が組合員に届くまで、1週間程度かかります。余裕を持って申請してください。（持参しても当日交付できません。）
- 認定証 届出済任所に変更がある場合は、組合員等情報変更申告書を併せて提出してください。

記入例②	証の有効期限
	ア・イ・ウ・エ 令和 年 月 日～令和 年 月 日

所属所受付印

受付印を必ず押すこと!

受付印は省略不可

公立学校共済組合限度額適用認定申請書

組合員証の記号番号	公立広島 1 2 3 4 5 6	申請の日の属する月の標準報酬月額	380,000 円
氏名	昭和・平成 小学校 市△△区○△三丁目		
生年月日	昭和・平成・令和 58 年 7 月 日		
入院（通院）	令和 3 年 7 月 10 日 から 令和 3 年 7 月 31 日 まで		
※退院日（通院終了日） 場合は、空欄で提出してください	※退院時に支払いを済ませている場合、原則として認定証は発行しません ⇨ 退院時の支払い【留意事項】1を参照（済・ 保留中 ）		
認定証の有効期限開始日	令和 3 年 7 月の初日 ※記入がない場合、申請書を共済組合が受理した月の初日から1年間有効な認定証を発行します		
認定証の送付先 ※いずれかに○をつけてください	所属所・自宅・ その他 〒567-0000 ××県□□市※※町3-4 (安芸 次郎)様方 組合員との関係(義父)		
上記のとおり公立学校共済組合限度額適用認定証の交付を申請し 公立学校共済組合広島支部長 殿 令和 3 年 8 月 2 日 組合員 〒700-0000 住所 ○○市△△区○△三丁目 氏名 広島 太郎 電話 (082) 123 — 4567			
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和 3 年 8 月 6 日 所属機関の長 所属所名 ○○市立○○小学校 職名 校長 氏名 公立 薫			

認定証は、原則として申請書を共済組合が受理した月の初日から発行します。入院等、高額な医療費がかかることがわかった時点で、速やかに提出してください。
やむを得ず、申請書の提出月より前の時点から認定証が必要な場合は、いつから必要かわかるよう記入してください。

退院時に支払いが完了している場合、原則として認定証は発行しません。（【留意事項】1を参照）
すでに退院している場合であっても、退院時の支払いを認定証ができるまで医療機関等に保留してもらえる場合は、支払いが保留中であることを記入の上申請してください。

被扶養者の実家等、所属所や組合員の自宅以外の場所に送付を希望する場合、送付先に居住する方の名前を必ず記載してください。不達で返送されるおそれがあります。

【留意事項】

- 退院時（通院時を含む）に、医療機関へ医療費の支払いを済ませている場合は、申請書の提出は不要です。支給となる高額療養費がある場合は、原則として受診月の3～4か月後に自動給付されます。
- 過去に認定証の発行を受けている場合、旧証の返却が必要です。未返却の場合は当申請書に添付して返却してください。**
- 認定証には共済組合に届け出ている住所が記載されます。
届出済住所に変更がある場合は、組合員等情報変更申告書を併せて提出してください。